

フェリス女学院創立 140 周年記念シンポジウム
「不寛容の時代に立ち向うコミュニケーション学」
シンポジウム 応答と総括

寛容／不寛容の行方—多文化化する日本社会の途上で

大倉一郎

はじめに—寛容／不寛容を問う文脈

今日、寛容／不寛容の問題に注目する時、国民国家の在り方を問う文脈で考える必要があるのではないだろうか。基調講演において、梅本先生は寛容の要求が政治的・法的権利の文脈で展開し始めたのは、ヨーロッパ近代に至ってからであるとの指摘をされた。そのヨーロッパ近代とは国民国家を形成した時代であった。そこに政治的・法的寛容が課題となった要因として、国民国家による国民創生と統合の動きを注目する理由があると考え、この認識にたつて以下の応答を試みたい。

現代の寛容／不寛容の問題も国民国家による国民統合の在り方に関わっている。現代世界の国民国家は、20 世紀後半からその国民統合の在り方が社会の多文化化に直面して不安定になり、様々な不協和音を呈している。その変貌の中で不寛容とそれに抵抗する寛容の要求はますます不即不離のせめぎ合いの様相を示している。その両者のせめぎ合いの道の彼方に何が待ち受けているのか。その道程で多文化共生コミュニケーションという視点から語り得るものは何かを日本の社会的文脈に即して考えてみる。しかしその前提として、国民国家の伝統的共同性と寛容／不寛容の関係を整理して考えてみる。

1. 国民国家の共同性と寛容／不寛容

国民国家という言葉は、英語の Nation-State の訳語であり複合語である。nation と state と二つの言葉を結合している。その原語から考えるとこの複合語の意味がよく分かる。nation は元来故郷を同じくする人々の集団であり、state は国王の土地、収穫物、統治システムなどを意味する概念であった。つまり nation-state が意味している共同体は、「同郷の人間集団」と「権力の統治体制」とが一つにくられた接着仕様の複合共同体なのである。

注目したいのは国民国家が異質な共同体を複合した、その仕方から問題が生じることである。先ず「国民」となる人間集団に着目してみよう。どの人間集団でも「同郷の人間集団」というのは、ある限られた範囲でしか成立しないものである。これに対してそれらを一つにくる「国家」の方は、単独の同郷集団を越えて複数の異質な集団を一つの統治体制に組み入れて成立している。言い換えると、国家の領土内に各集団の記憶（歴史意識）、帰属感（仲間意識）、文化、言語、宗教などにおいて多様な異質性を抱え込んでいるのに、それを一つの「国民」の名のもとにまとめ上げて統治を行っているのである。ベネディクト・アンダーソンという「想像の共同体」、それが国民国家の共同性だといえるだろう。その共同性のゆえに不寛容寛容／不寛容という問題も生じる。

2. 国民国家の不寛容と少数派の抵抗

不寛容の問題とは、その想像の共同体を実態化しようとするための法制度と政策のツールが抱える同化と排除の作用である。国民国家は個々の同郷意識の壁を打ち破って、領土内の各集団が共通の意

識で統合されるための様々なツールを採用する。統一的法律や税制度、徴兵制度、義務教育制度、共通語（国語）の普及、国家褒章制度、マスメディアの奨励政策、国民的文化や娯楽の支援政策などが同化と排除の作用を担ってきたのである。

ところで、多くの場合、国民を統合するツールのための基準は、国家の中で支配力を保持する集団や多数派の社会・文化的アイデンティティに基づいている。それが国民全体のアイデンティティとして採用されている。そのために国民国家の大義は、ときとして領土内の先住民族や少数民族、文化・宗教的少数派集団の独自のアイデンティティ意識と対立する。そこで独自性は国民統合の危機をもたらすと見做した側からは、異質な少数者に対する不寛容が正当化され、主流派への同化を迫ることで、独自の権利要求を排除して、時として暴力的弾圧がおこなわれる、という不寛容の統治が繰り返されてきた。

しかし、今日に至り少数派の独自性の承認なしに従来通りの国家統合は保持できなくなりつつある。1950 年代に始まるポスト植民地主義時代以来のグローバリズムの拡大状況の中で、欧米旧植民地宗主国を中心に旧植民地出身者の流入、さらに労働力としての移民の流入などによって、先進諸国を中心に多文化社会化の現象が急速に進行した。また、現代グローバリズムは世界市場の形成を核として経済政策などの面から国民国家の統治システムの相対的な弱体化をもたらした。くわえて最近ではグローバルサイズの情報革命などが少数派の国境を越えた連携を可能にし、それらの変容の結果、いたるところで国家に対する先住民族や少数派の権利要求は無視できないものとなった。

3. 現代国民国家の統合と寛容／不寛容

多文化社会化の進行は国民国家の中央集権的な伝統的フォームによる国民統合に対して圧力となる。国民統合の同化／排他的モデルは変革を迫られる。外国籍市民や異文化集団の増加と社会進出などによって、国民国家の諸制度、政策は参加や権利や文化の問題を中心に多様性の承認に向かう方向転換を図らざるを得なくなる。換言すれば不寛容に対する否定と寛容に対する肯定が不即不離の要求として表出してくるのである。

しかし、それらの要求は必ずしも不寛容の廃絶の要求とはいえない。むしろ不寛容の再構成の要求と見るべきである。なぜならば国民国家の枠組みと機能は、不全部を抱えつつも今日なお実効的である。それはとくに政治的秩序と安全保障、生活保障、帰属集団のアイデンティティなどの担い手として、国内の諸集団の生存を担保している。それゆえ、寛容の要求は、国家の成員としての参加と承認の要求として展開されている。いわば現在の寛容は、国民統合に伴うある種の不寛容を前提としながら要求されている寛容だともいえる。

ただ重視すべきは、その方向がより少ない不寛容とより拡大された寛容を求めているのだということである。こうして現代国民国家

において多様性の承認要求に基づいてなされている寛容の要求は、既存の不寛容のボーダーを問い、国民統合のための新たな線引を要求する。もはや同一性における一致ではなく、新たに多様性における一致が国民統合の課題となっている。

4. 日本の不寛容—単一民族国家の神話

現代国民国家では、不寛容に対して寛容が問いを挑み、新たな均衡を実現する着地点を模索している。その動向は日本についてもおよそ当てはまる場所である。「皇国臣民」という国民統合イデオロギーを掲げた植民地主義国家の解体を経て、戦後日本の国民統合は単一民族国家という神話的イデオロギーを利用した。その立脚点から先住アイヌ民族などには戦前からの同化主義をそのままにして臨み、同化を拒んでいると見做した旧植民地出身者とその子孫である在日コリアンの処遇などには排外政策を採ってきた。前者についていえば「旧土人保護法」、後者には「出入国管理法」と「外国人登録法」の外国人管理二法体制が、それらの国家政策であった。同化と排外という二方向で表出しながら、いずれも国民国家日本の少数派に対する不寛容の意思が連綿として表現されてきた。

しかし、このような国家的な不寛容はそのまま保持しえないものである。近年の動向がそれを示している。「旧土人保護法」の実に一世紀を経ての廃止（1997年）、度重なる外国人管理二法の継ぎ接ぎの改正は、巨視的にみれば不寛容政策の行き詰まりを示している。

他方において不寛容に対する寛容の要求は、いまだ途上にあるに過ぎない。アイヌ民族に対する先住民族としての国家的認知は2008年に国会衆参両院において決議されたが、その権利的政策化は今後の課題である。在日コリアンの権利保障はもとより、日本社会に定住するに至った多様な外国籍者を含む現在およそ220万人の登録外国人の人権保障を承認し、移民として正当に処遇するための法制度はいまだ策定されていない。

5. 下からの寛容の挑戦

日本社会におけるこの道半ばと言える状況は、市民サイドの能動的な働きが、政策レベルまで達する寛容へと方向転換する変化をもたらす鍵になるであろう。日本政府は、少子高齢社会の未来予測に

において、このままでは半世紀後にも日本社会の国家的規模での行き詰まりが到来すると認識している。日本社会の全人参加による再建が急務との認識がようやく政府まで及んで広く共有され始めていると見做している。

その中で日本の外国籍者や民族・文化的少数派集団についての積極的な処遇こそ寛容／不寛容の再編を実現するための重要なメルクマールである。アイヌ民族の先住権の法制的実現をめざす市民の動き、また定住・永住在日外国籍市民の権利を伴う社会参加を志向する市民の活動、それらは狭い意味での政治運動に留まらず広範な社会・文化活動として蓄積を重ねて政策提言にまで至っている。また外国人多住都市の自治体レベルの住民政策の寛容志向の変革も進行している。

以上のプロセスの促進が、日本において寛容が不寛容に勝てる可能性を示唆している。繰り返しになるが、しかし、それは単純に不寛容の敗北と呼びうる事態ではない。日本国家がその孤状列島社会に生きる人々の生存を担保する主要条件である限り、不寛容に決して廃絶されることはないであろう。あえて寛容が不寛容に勝利するという表現をするのであれば、それは多文化社会化した現在における国民統合の中に形成すべき寛容／不寛容の均衡点を見い出す、ということである。

おわりに—多文化共生の意味の再確認

多文化社会のための寛容の推進は国民統合のための不寛容の批判的再構成でなくてはならない。この意味で寛容が不寛容を造り変える力となる可能性は、下からの寛容の挑戦に見出せるのではないかと指摘した。しめくくり、その指摘に加えて多文化共生コミュニケーションの意味に言及しておきたい。下からの寛容の挑戦とは、具体的には社会参加への渴望を深めている在日コリアンをはじめ定住・永住外国籍市民や民族的・文化的少数者と、社会形成を担う市民として人権的主体の自覚を深めている日本国籍市民との協働のことである。その協働を試みる人々をエンパワーする実践と考察のツールであろうとするならば、「多文化共生」という言葉も何がしか肯定的な意味を獲得できるであろうと考える。